

浜松市新清掃工場及び新破碎処理センター施設整備運営事業について、事業契約を締結したので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)第 15 条第 3 項の規定に基づき、その内容を公表する。

平成 30 年 3 月 1 日

浜松市長 鈴木 康友

- 1 公共施設等の名称
浜松市新清掃工場及び新破碎処理センター
- 2 公共施設等の立地
浜松市天竜区青谷地内
- 3 選定事業者の商号または名称
静岡県浜松市中区元城町 216 番地の 19
株式会社浜松クリーンシステム
代表取締役社長 山下 芳浩
- 4 公共施設等の整備等の内容
(1)設計、建設業務
(2)運營業務
- 5 契約期間
平成 30 年 2 月 27 日から平成 56 年(2044 年)3 月 31 日
- 6 契約金額
金 77,760,000,000 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の金額 5,760,000,000 円)
- 7 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項
事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項は、以下のとおりである。

第7章 契約の終了

(発注者の事由による解除)

第 69 条 発注者は、本件事業の実施の必要がなくなった、又は本件施設の転用が必要となったと認める場合には、180 日以上前に受注者に通知の上、本事業契約の全部(一部は不可。ただし、発注者による完成確認が完了している部分は除く。以下同じ。)を解除することができる。

2 前項の定めに基づき、本件工事着手前に、本事業契約が解除された場合、発注者は、設計・建設業務に係る対価のうち本事業契約の終了時まで受注者が負担した費用及び当該契約の終了により本事業契約の成立から終了までの期間に受注者が被った損害額を受注者に支払った上で、設計図書その他の成果物の引渡しを受ける。

- 3 本条第1項の規定に基づき、本件工事着手後で工事完工日前に本事業契約が解除された場合、発注者は、自己の費用負担において、発注者による完成確認が未了の本件施設を確認した上で、合格部分のうち受注者に所有権が帰属している部分を受注者から買い受け、引渡しを受け、若しくは施設整備に要した費用の対価を支払い、又はその両方を行うものとする。この場合、発注者は受注者に対して、その対価及び当該契約の終了により本事業契約の成立から終了までの期間に受注者が被った損害額の総額に支払時点までの利息(本事業契約成立日における浜松市契約規則第32条第1項に規定する率とし、1年を365日とした日割計算により算出する。)を付した上、一括払又は分割払により支払う。なお、既に発注者による完成確認が完了している本件施設については、発注者は受注者に対して、設計・建設業務に係る対価を、別紙8に定めるところに従い支払うものとする。かかる確認にあたって発注者が必要と認めるときは、出来高部分を最小限破壊して確認することができるが、その理由を受注者に対して事前に通知する。
- 4 前項の定めにかかわらず、工事対象施設の出来高部分で、発注者の確認による不合格部分のうち、発注者がその合理的な判断により、追加工事・修繕等の一定の作業をすることにより利用可能な部分があると判断した場合には、発注者は相当な対価をもって当該部分を買取る。
- 5 本条第3項の定めにかかわらず、引渡日(同日を含まない。)前に本事業契約が解除された場合で、本件工事の進捗状況を考慮して、本事業用地の部分的な更地化若しくは原状回復又はその両方が社会通念上合理的であると発注者が判断したときは、発注者は受注者に対して、そのいずれかを請求することができ、受注者はこれに従うものとする。この場合、発注者がその費用相当額及び当該契約の終了により本事業契約の成立から終了までの期間に受注者が被った損害額並びにそれらの総額に付されるべき支払時点までの利息額(本事業契約成立日における浜松市契約規則第32条第1項に規定する率とし、1年を365日とした日割計算により算出する。)を負担するものとする。
- 6 本条第1項の定めに基づき、工事完工日以降に、発注者が本事業契約を終了させたときには、発注者は、受注者に対し、未払いの設計・建設業務に係る対価及び運営に係る対価を支払う。当該支払については、一括して支払うことを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定する。ただし、一括して支払う場合は、別紙9に定める整備割賦払金の償還表の当該支払日以降の利息を控除する。また、一括して支払わないときは、受注者の会社維持に要する費用を併せて負担する。
- 7 本条の規定は、受注者の発注者に対する損害賠償請求を妨げない。

(工事完工日前の受注者の債務不履行等による解除)

第 70 条 本件工事の完工日前において、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は、受注者に対して事前に通知した上で、本事業契約の全部を解除することができる。

(1) 受注者が、本件設計又は本件工事に着手すべき時期を過ぎてもそれらに着手せず、かつ、発注者が相当の期間を定めて催告しても、当該遅延につき受注者から発注者が満足する説明が得られないとき。ただし、受注者の責めに帰すべからざる事由による場合には、この限りでない。

(2) 運営開始予定日から 60 日が経過しても着手されるべき運営業務の着手ができないとき又は運営開始予定日から 60 日以内に運営業務に着手できる見込みがないことが明らかであるとき。ただし、受注者の責めに帰すべからざる事由による場合はこの限りでない。

(3) 受注者が、その破産、会社更生、民事再生又は特別清算の手續の開始その他これらに類似する倒産手續の開始の申立てを取締役会において決議したとき又は第三者(受注者の取締役を含む。)によって、当該申立てがなされたとき。

(4) 受注者が、業務報告書に著しい虚偽の記載をしたとき。

(5) 受注者が本事業契約上の義務に違反し、かつ、発注者が相当期間を定めて催告したにもかかわらず、当該相当期間内にその違反が治癒されないとき。

(6) 前各号に規定する場合のほか、受注者が本事業契約上の義務に違反し、その違反により本件事業の目的を達することができないことが明らかであるとき。

2 前項により本事業契約を解除した場合、発注者との合意がない限り、受注者は発注者に対して、設計・建設業務に係る対価から割賦金利相当額を控除した額の 100 分の 10 に相当する違約金を支払う。当該支払いについては、一括して支払うことを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定する。

3 前項の場合において、第 10 条1項の規定により契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。

4 工事対象施設の出来高部分が存在する場合、発注者は、受注者の費用負担において、発注者による完成確認が未了の本件施設を確認した上で、確認に合格した本件施設の全部又は一部(以下「合格部分」という。)のうち受注者に所有権が帰属している部分を受注者から買い受け、引渡しを受けること若しくは施設整備に要した費用の対価を支払うこと又はその両方を行うことができるものとする。

5 前項の規定にかかわらず、工事対象施設の出来高部分で、発注者の確認による不合格部分のうち、発注者がその合理的な判断により、追加工事・修繕等の一定の作業をすることにより利用可能な部分があると判断した場合には、発注者は相当な対価をもって当該部分を買収することができる。

- 6 発注者は、本条第4項に基づき合格部分を取得する場合、発注者が合格部分を買受け、又は整備に要した費用の対価の支払をする場合、発注者は、その対価の支払債務と、割賦金利相当額を控除した額の100分の10に相当する違約金で相殺することができ、なお、残額があるときは、支払時点までの利息(本事業契約成立日における浜松市契約規則第32条第1項に規定する率とし、1年を365日とした日割計算により算出する。)を付した上、一括払又は分割払により受注者に対して支払うものとする。また、これにより発注者のその余の損害賠償請求は、妨げられない。また、既に発注者による完成確認が完了している本件施設については、発注者は受注者に対して、設計・建設業務に係る対価を別紙8に定めるところに従い支払うものとする。
- 7 本条第4項の規定にかかわらず、発注者は、本件工事の進捗状況を考慮して、本事業用地の原状回復が社会通念上合理的であると認められる場合、受注者に対し、受注者の責任と費用で本件施設の取壊し及び本事業用地を原状回復するよう請求することができる。受注者が正当な理由なく、相当の期間内に原状回復を行わないときは、発注者は受注者に代わり原状回復を行うことができ、これに要した費用を受注者に対して請求することができる。
- 8 発注者が被った損害の額が本条第2項の違約金の額を超過する場合は、発注者は、かかる超過額について受注者に損害賠償請求を行うことができる。

(工事完工日後の受注者の債務不履行等による解除)

第71条 本件工事の完工日後において、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は、受注者に対して事前に通知した上で、本事業契約の全部を解除することができる。

- (1) 運営開始予定日から60日が経過しても着手されるべき運営業務の着手ができないとき又は運営開始予定日から60日以内に運営業務に着手できる見込みがないことが明らかであるとき。ただし、受注者の責めに帰すべからざる事由による場合はこの限りでない。
 - (2) 受注者が、その破産、会社更生、民事再生又は特別清算の手続の開始その他これらに類似する倒産手続の開始の申立てを取締役会において決議したとき又は第三者(受注者の取締役を含む。)によって、当該申立てがなされたとき。
 - (3) 受注者が、運営業務報告書に著しい虚偽の記載をしたとき。
 - (4) 受注者が本事業契約上の義務に違反し、かつ、発注者が相当期間を定めて催告したにもかかわらず、当該相当期間内にその違反が治癒されないとき。
 - (5) 前各号に規定する場合のほか、受注者が本事業契約上の義務に違反し、その違反により本件事業の目的を達することができないことが明らかであるとき。
- 2 発注者は、前項各号に定めるところのほか、第61条第1項の定めるところに従って実施されたモニタリングの結果、受注者が実施する運営業務の水準が業務水準を満たさないと判断した場合、

同条第2項の定めるところに従って受注者に対してその是正を勧告するほか、別紙7の定めるところに従い本事業契約の全部を解除することができる。

- 3 本条第1項及び本条第2項により本事業契約を解除した場合、受注者は、運營業務に係る対価の100分の10に相当する違約金を、発注者に対して支払う。当該支払いについては、一括して支払うことを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定する。
- 4 前項の場合において、第10条1項の規定により契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。
- 5 本事業契約の解除日以降、発注者は、運營業務に係る対価のうち未払いのものの支払義務を免れるものとし、本事業契約の解除日が属する支払対象期間に関する運營業務に係る対価に関しては、実働ベースで精算を行って支払を行うものとする。
- 6 発注者は、受注者に対し、未払いの施設整備費割賦料及び前項に基づく運營業務に係る対価を支払う。支払いについては、一括して支払うことを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定する。ただし、一括して支払う場合は、別紙9に定める整備割賦払金の償還表の当該支払日以降の利息を控除する。
- 7 運營業務の開始後に受注者の責めに帰すべき事由によりこの契約が解除された場合、発注者は、速やかに本件施設の現況を確認した上、本件施設に受注者の責めに帰すべき事由による損傷等が認められたときは、受注者に対してその修補を求めることができる。受注者は、その費用負担において本件施設の修補を実施するものとし、修補完了後、速やかに発注者に対してその旨を通知するものとする。発注者は、当該通知の受領後10日以内に修補の完了確認を行うものとする。
- 8 発注者が被った損害の額が本条第3項の違約金の額を超過する場合は、発注者は、かかる超過額について受注者に損害賠償請求を行うことができる。
- 9 前項までの手続終了後、受注者は、速やかに運營業務を、発注者又は発注者の指定する第三者に引き継ぐものとし、発注者又は当該第三者が運營業務を引き継ぐために必要な一切の行為を行うものとする。

(発注者の債務不履行による解除等)

- 第72条 発注者が本事業契約上の義務に違反し、かつ、受注者による通知の後60日以内に当該違反を改善しない場合、受注者は、本事業契約の全部を解除することができる。
- 2 発注者が本事業契約の定めるところに従って履行すべき対価その他の金銭の支払を遅延した場合、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ、本事業契約成立日における浜松市契約規則第32条第1項に規定する率で計算した額(1年を365日として日割計算とする。)を受注者に対し遅延損害金として支払うものとする。

- 3 本条第1項の定めに基づき、本件工事着手前に、本事業契約が解除された場合、発注者は、設計・建設業務に係る対価のうち本事業契約の終了時まで受注者が負担した費用及び当該契約の終了により本事業契約の成立から終了までの期間に受注者が被った損害額を受注者に支払った上で、設計図書その他の成果物の引渡しを受ける。
- 4 本条第1項の規定に基づき、本件工事着手後で工事完工日前に本事業契約が解除された場合、発注者は、自己の費用負担において、発注者による完成確認が未了の本件施設を確認した上で、合格部分のうち受注者に所有権が帰属している部分を受注者から買い受け、引渡しを受け、若しくは施設整備に要した費用の対価を支払い、又はその両方を行うものとする。この場合、発注者は受注者に対して、その対価及び本事業契約の終了により本事業契約の成立から終了までの期間に受注者が被った損害額の総額に支払時点までの利息(本事業契約成立日における浜松市契約規則第32条第1項に規定する率とし、1年を365日とした日割計算により算出する。)を付した上、一括払又は分割払により支払う。なお、既に発注者による完成確認が完了している本件施設については、発注者は受注者に対して、設計・建設業務に係る対価を、別紙8に定めるところに従い支払うものとする。かかる確認にあたって発注者が必要と認めるときは、出来高部分を最小限破壊して確認することができるが、その理由を受注者に対して事前に通知する。
- 5 前項の定めにかかわらず、工事対象施設の出来高部分で、発注者の確認による不合格部分のうち、発注者がその合理的な判断により、追加工事・修繕等の一定の作業をすることにより利用可能な部分があると判断した場合には、発注者は相当な対価をもって当該部分を買取る。
- 6 本条第3項の定めにかかわらず、引渡日(同日を含まない。)前に本事業契約が解除された場合で、本件工事の進捗状況を考慮して、本事業用地の部分的な更地化若しくは原状回復又はその両方が社会通念上合理的であると発注者が判断したときは、発注者は受注者に対して、そのいずれかを請求することができ、受注者はこれに従うものとする。この場合、発注者がその費用相当額及び当該契約の終了により本事業契約の成立から終了までの期間に受注者が被った損害額並びにそれらの総額に付されるべき支払時点までの利息額(本事業契約成立日における浜松市契約規則第32条第1項に規定する率とし、1年を365日とした日割計算により算出する。)を負担するものとする。
- 7 本条第1項の定めに基づき、工事完工日以降に、受注者が本事業契約を終了させたときには、発注者は、受注者に対し、未払いの設計・建設業務に係る対価及び運営に係る対価を支払う。当該支払については、一括して支払うことを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定する。ただし、一括して支払う場合は、別紙9に定める整備割賦払金の償還表の当該支払日以降の利息を控除する。また、一括して支払わないときは、受注者の会社維持に要する費用を併せて負担する。
- 8 本条の規定は、受注者の発注者に対する損害賠償請求を妨げない。

8 契約終了時の措置に関する事項

契約終了時の措置に関する事項は、以下のとおりである。

第7章 契約の終了

(本件事業終了に際しての措置)

第 77 条 受注者は、理由のいかんを問わず本事業契約が終了した場合において、事業用地又は本件施設内に受注者が所有する又は管理する工事材料、建設・業務機械器具、仮設物、什器・備品その他のもの(以下「当該器材等」という。)を撤去しなければならない。ただし、前条第3項による場合はこの限りではない。

2 発注者及び受注者は、前項に規定する場合、当該器材等の処置内容について協議する。この場合、受注者は必要な費用を負担するものとする。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により本事業契約が終了した場合には、撤去費用に係る損害賠償請求を妨げない。

3 発注者は、本条第1項に規定する場合、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該器材等の撤去処置を実施しないとき又は事業用地から退去しない場合、受注者に代わって当該器材等を処分し、事業用地又は本件施設の修復、片付け、事業用地から退去請求その他適切な処置を行うことができる。この場合、受注者は、これらの措置に必要な費用を負担しなければならない。